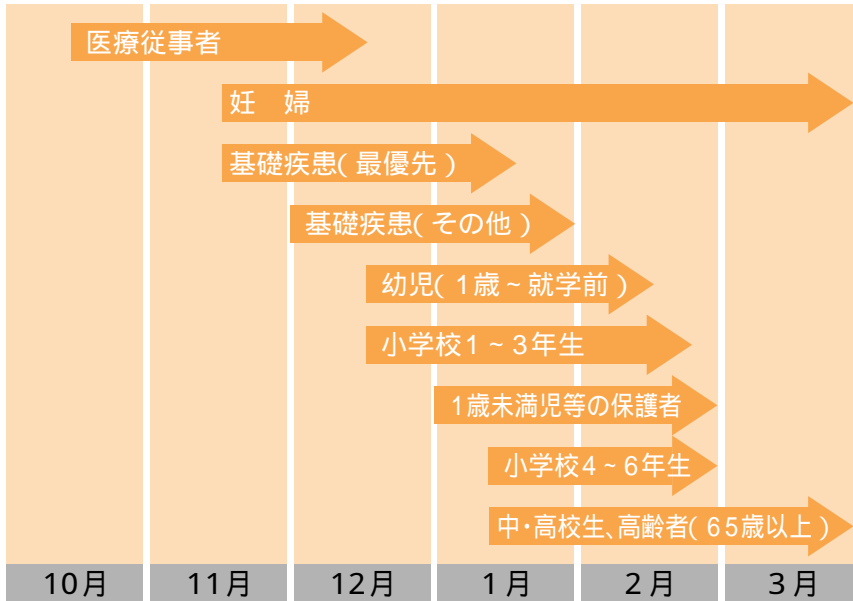


【表1】優先接種対象者および標準的スケジュール



新型インフルエンザワクチン

優先接種対象者への接種がはじまります

新型インフルエンザワクチンは、当面、提供できる量に限りがあるため、より必要性の高い方（優先接種対象者）からの接種となります。優先接種対象者以外の方の接種については、優先接種対象者の接種状況を踏まえて国で検討されることになっていきます。なお、このワクチン接種は強制ではなく、希望者への接種となっております。ご注意ください。

**接種の受け方**  
 優先接種は表1のスケジュールで行われます。対象者は、接種を希望される内科、小児科、産婦人科等の医療機関にその医療機関で接種を受けることができるか、また、自分が接種期間の対象者であることをご確認のうえ、接種の予約をしてください。スケジュールは、ワクチンの供給量と接種を受けられる方の数により前倒しされる場合がありますので、情報にご注意ください。それぞれの接種開始日は、決まり次第、市ホームページやケーブルテレビ等でお知らせします。接種は2回行う予定です。当該医療機関の入院者や通院者以外の方への接種を行わない医療機関もありますのでご注意ください。接種当日、医療機関窓口に表示2に掲げる必要書類を提出して接種を受けてください。

優先接種対象者証明書は有料の場合がありますので、かかりつけ医で接種されることをおすすめします。



接種費用

1回目 3,600円  
 2回目 2,550円  
 2回目の接種を、1回目と違う医療機関で受けられると、3,600円になります。接種費用は全額個人負担です。ただし、市民税非課税世帯の方の負担軽減措置を検討中です。申請方法については、決まり次第、市ホームページやケーブルテレビ等でお知らせします。

問い合わせ

市民安全健康課  
 （加東市保健センター）  
 ☎42・2800

このワクチン接種は、重症化の予防を目的とするもので、接種したからといって感染しないわけではありません。また、接種後まれに重篤な症状を引き起こす可能性もあります。これらのことをご理解のうえで、希望される方に接種を受けていただくことになっていきますので、ご注意ください。

【表2】対象者証明書類

| 優先接種対象者                        | 必要書類(次のうちいずれかをご用意ください)                  |
|--------------------------------|---|
| 基礎疾患を有する方                      | 優先接種対象者証明書(医師が発行) かかりつけ医が接種する場合は不要      |
| 妊婦                             | 母子健康手帳                                  |
| 1歳から小学校3年生                     | 母子健康手帳、各種健康保険被保険者証、住民票                  |
| 1歳未満の小児の保護者                    | 母子健康手帳、各種健康保険被保険者証、住民票                  |
| 小学校4年生から高校生                    | 各種健康保険被保険者証、学生証、住民票                     |
| 65歳以上の方                        | 各種健康保険被保険者証、運転免許証、住民票                   |
| 優先接種対象者のうち、身体上の理由で接種できない方の保護者等 | 優先接種対象者証明書(医師が発行) 各種健康保険被保険者証、運転免許証、住民票 |

該当する基礎疾患

- 慢性呼吸器疾患
  - 慢性心疾患
  - 慢性腎疾患
  - 慢性肝疾患
  - 神経疾患・神経筋疾患
  - 血液疾患
  - 糖尿病
  - 疾患や治療にともなう免疫抑制状態
  - 小児科領域の慢性疾患
- 基礎疾患に該当するかどうかは、かかりつけ医でご確認ください。